

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
【基本事項に関する質問】				
1	-	-	開室日数について。	各開室日数は、学校行事等の不確定要素が多くお示しが難しいですが、令和6年度における開室見込みは 「(1) 小学校の授業のある月曜日から金曜日」・・・208日 「(2) 小学校の授業のない月曜日から金曜日」・・・36日 「(3) 毎月第4土曜日」・・・12日 の合計256日です。
2	-	-	各育成室の定員数・登録数・平日平均利用数・土曜日平均利用数・長期休暇平均児童数について。	定員は、育成室の施設の状況、入室が見込まれる児童の数その他の事情を考慮して、毎年度市長が定めることとなります。支援の単位ごとに構成する児童の数は、40人以下です。(ただし、特別の事情があり、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではありません。) また、その他の項目については、別紙1「令和2年度から令和4年度までの児童出席状況」とおりました。
3	-	-	各育成室の配慮を要する児童数について。	令和5年4月時点での各育成室における配慮を要する児童は、千二育成室7人(指導員等の加配4人)、江坂大池育成室3人(指導員等の加配3人)、青山台育成室6人(指導員等の加配3人)です。
4	-	-	現在従事している職員は、委託事業者の職員なのか。 また、委託している場合、契約金額は。	千二及び江坂大池育成室については、市の直営育成室であり、従事者は本市会計年度任用職員です。青山台育成室については、社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会に運営業務委託している育成室であり、同法人の職員が従事しています。 本市と同法人との委託契約における令和5年度の契約金額は、26,670,000円です。

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答																				
5	—	—	各育成室で勤務している職員（加配職員含む）のシフト（平日・短縮日・土曜日・長期休暇日）と賃金形態（月給・時給・期末手当）職員の指導員の所属人数（主任指導員数、その他、加配職員数）について。	<p>令和5年4月1日時点での各育成室の職員体制は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>育成室名</th> <th>室数</th> <th>指導員</th> <th>補助員</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千二</td> <td>5室*</td> <td>9人</td> <td>5人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>江坂大池</td> <td>3室</td> <td>5人</td> <td>3人</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>青山台</td> <td>2室</td> <td>2人</td> <td>5人</td> <td>7人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※千二育成室においては、令和5年度時点で開設している支援の単位数は5となります。 （運営業務委託開始年度である令和6年度からは7教室運営を予定しています。）</p> <p>また、本市指導員の勤務時間は27時間30分／週（5時間30分／日）で、短縮日や土曜日、長期休暇日は、時間外勤務や早出・遅出により対応しています。 令和5年度における報酬月額額は156,503円～241,788円です。その内、本市指導員としての勤務実績が7年以上あり、希望した上で選考・採用された職員については、主任指導員として、報酬月額額は198,947円～247,273円となります。補助員については、日給6,966円（時給1,266円）となります。ほかに、要件を満たす場合、期末手当（2.5月分）を年2回に分けて支給しています。福利厚生として、雇用・労災保険をはじめ、加入要件を満たす場合は健康保険・介護保険・厚生年金・特定退職金共済制度・勤労者福祉共済制度にも加入しています。 青山台育成室については、現在事業者へ運営業務委託しており、所属している人数としては、正規2人、非正規14人の計16人です。 なお、指導員等の賃金等については、最低賃金法を遵守の上、事業者の規程に基づいて適正に支給してください。 ※令和6年度に地方自治法改正の動きがあります。</p>	育成室名	室数	指導員	補助員	合計	千二	5室*	9人	5人	14人	江坂大池	3室	5人	3人	8人	青山台	2室	2人	5人	7人
育成室名	室数	指導員	補助員	合計																				
千二	5室*	9人	5人	14人																				
江坂大池	3室	5人	3人	8人																				
青山台	2室	2人	5人	7人																				
6	—	—	委託時において、現在の直営の職員は現在所属しているクラブに継続勤務をするのか、それとも別の直営のクラブに異動を行うのか。 また、その意向確認の機会はあるのか。	<p>現在勤務している指導員等は、別の直営育成室で勤務することになります。</p>																				

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
7	-	-	受託事業者が現在の事業者から変更となる場合、現在の従事者が新たな事業者の雇用に移籍することは可能か。	事業者での雇用関係となるため、別途事業者間で調整してください。
8	-	-	各育成室の支援の単位（教室）の充足状況は。また、今後増える可能性はあるのか。	現在、千二育成室において待機が発生していますが、原因は指導員不足によって7教室ある内の2教室を開設できていない状況にあるためです。来年度に必要な教室は確保できています。 入室児童数に応じて支援の単位数が変動する可能性はありますが、受託事業者には事前に市からお知らせをします。
9	-	-	育成室においてどのような課題があるか。	小学校の児童数の増加や保育ニーズの高まりにより、育成室への入室希望児童数が年々増加傾向にあることから、指導員が不足しているとともに、新たに育成室として使用する教室の確保や施設の老朽化などが課題となっています。
10	-	-	長期休暇時の雨天時等、校庭が使用できない場合、体育館など小学校内で使用できる範囲や建物等詳細を教えてください。	小学校との調整事項であり、小学校ごとに諸条件が異なるため、詳細は受託された際の引継ぎ事項とします。
11	-	-	育成室で発生したごみの処分方法は。	各育成室のごみについては、各小学校のごみ集積所等で処分することとなります。
12	-	-	職員用の駐車場の有無について。	駐車場はありません。なお、学校との調整は必要ですが、保護者、指導員ともに駐輪できるスペースはあります。
【共通仕様書に関する質問】				
13	仕-P.2	6-(1)	運営業務受託した場合、放課後児童支援員の講習について、市からの受講枠（人数振分け）は受けられるのか。	受講は可能です。放課後児童支援員の講習受講枠については、本市に振り分けられた受講枠内で、直営育成室・委託育成室ともに市で取りまとめの上、併せて調整をしています。
14	仕-P.2	6-(1)	担任とは。 年度途中で利用人数が減り、1教室運営が可能になった場合でも2教室運営を継続する必要があるか。	仕様書6(1)指導員の配置に記載のとおりです。各教室に担任を2人以上配置してください。 運営する教室数が変動する場合は、市から事業者にお知らせしますので、仕様に基づいた人員配置を行っていただくこととなります。
15	仕-P.2	6-(1)	放課後児童支援員の有資格者配置について、受託開始年度中に取得予定の者も有資格者とみなすことは可能か。	引継期間中に有資格者が必要となる主任指導員や担任が決まる場合は、質問No13に対する回答に記載のとおり、受講枠を御案内させていただくことは可能です。また、委託契約期間中のみなし資格については、仕様書に記載のとおり、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年吹田市条例第35号）を参照してください。

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
16	仕-P.2	6-(1)	有資格者の配置について、シフト上、急な欠勤など一時的に有資格者の配置ができていない状況が発生してもよいか。	仕様に規定している人員配置を行っていただくことを基本としますが、休憩時間などやむを得ない時間帯については、シフト制でカバーするなど工夫して配置を行ってください。委託育成室によっては、主任指導員を担任との兼任とせず休憩時間のシフトカバーなど行っている育成室もあります。
17	仕-P.2	6-(1)	自社の保育園の保育士が育成室の職員として兼務することは可能か。 また、職員の急な休み等により、人員が不足した場合、自社の保育園からの支援対応は可能か。	育成室の運営に支障のない範囲で兼務することは可能です。また、事業者として、職員の休み等にも対応できる体制を整え、仕様書に規定の人員配置を行っていただくこととなります。 ただし、育成室で勤務できる従事者は、共通仕様書5ページ7(3)ア(エ)で市に提出を求めている、従事者等(変更)報告書に記載されている者のみとなります。
18	仕-P.2	6-(2)	主任指導員は各育成室に設置される単位ごとに1人配置が必要か、もしくは育成室ごとに1人配置か。 また、主任指導員は各育成室の各支援単位の担任を兼務してもよいか。	共通仕様書2ページ、「6 指導員の配置等(2)主任指導員」に記載のとおり、有資格者かつ実務経験者を各育成室に1人配置してください。 主任指導員と担任の兼務は可能です。
19	仕-P.3	7-(1) オ	特別支援学校から登室する児童数は。 また、在籍する場合にバス停はどこになるのか。	各育成室で支援学校に通学している児童数は、千二育成室が1人、江坂大池育成室及び青山台育成室が0人です。 また、千二育成室で支援学校に通学している児童のバス停は、千二小正門前になります。
20	仕-P.3	7-(2) ア	児童の下校を確認する方法は。	各育成室ともに小学校内にあるためチャイム等により下校時刻を確認することができます。また、支援学校については、毎月のバスの運行情報を市からお知らせします。
21	仕-P.3	7-(2) ウ-(ア)	現在のおやつ提供メニューは。 また、現在のおやつ業者を引き継ぐことは可能か。	直営育成室では、市と大阪よどがわ市民生活協同組合で単価契約を締結しています。 栄養面やアレルギー面を考慮して、1日に1人3品程度(合計でおおむね200kcal)を提供しており、保護者からは月額2,000円徴収しています。 運営業務委託育成室では、仕様書に基づき、各事業者において提供メニューを検討してください。 本市と同一の業者と事業者で別途契約していただくことも可能です。

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答												
22	仕-P.3	7-(2) ウ-(イ)	各育成室におけるおやつ代の徴収額及び徴収方法は。 また、徴収方法を変更してもよいか。	<p>令和4年度における各育成室のおやつ代徴収額及び徴収方法は以下のとおりです。また、その他の委託育成室においても、口座振替や口座振込、現金等にて対応しています。</p> <p>徴収を事業者で行っていただくこととなるため、徴収方法を変更することも可能ですが、保護者の利便性を損ねることのないようにしてください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>育成室名</th> <th>おやつ代</th> <th>徴収方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千二</td> <td>5,300,000円</td> <td>口座振替、納付書払</td> </tr> <tr> <td>江坂大池</td> <td>2,200,000円</td> <td>口座振替、納付書払</td> </tr> <tr> <td>青山台</td> <td>1,200,000円</td> <td>口座振替、 口座振込、現金</td> </tr> </tbody> </table>	育成室名	おやつ代	徴収方法	千二	5,300,000円	口座振替、納付書払	江坂大池	2,200,000円	口座振替、納付書払	青山台	1,200,000円	口座振替、 口座振込、現金
育成室名	おやつ代	徴収方法														
千二	5,300,000円	口座振替、納付書払														
江坂大池	2,200,000円	口座振替、納付書払														
青山台	1,200,000円	口座振替、 口座振込、現金														
23	仕-P.3	7-(2) ウ-(イ)	民間委託育成室でおやつ徴収代金が2,000円でない育成室はあるか。	仕様書に記載のとおり、おやつ代の徴収については事業者が担うこととしているため、市では詳細を把握していません。ただし、市で徴収している金額と乖離し過ぎることのないように伝えるとともに、保護者に対しても収支報告を行うこととしています。												
24	仕-P.3	7-(2) ウ-(ウ)	アレルギーを有する児童に対して、おやつを持参させてもよいか。	原則は、仕様書に記載のとおりおやつを提供は事業者により実施してください。ただし、質問にあるようにアレルギーを有する児童で、本市におやつ中止届が提出されている場合は、この限りではありません。												
25	仕-P.4	7-(2) エ-(ア)	連絡帳に所定の様式はあるのか。 また、引き継いで使用することは可能か。	連絡帳に所定の様式はありません。引き継いで使用することも可能ですが、新規入室児童分等については、事業者で用意していただくこととなります。												
26	仕-P.4	7-(2) エ-(イ)	学級懇親会等は土曜日や日曜日等に開催されているのか。 また、現在実施している親子参加型行事はあるか。	直営育成室での学級懇談会は基本的には平日の夜間に開催しており、運営業務委託育成室においても、直営育成室と同様としているところがほとんどです。 親子参加型行事については、今回公募している育成室では実施していません。 なお、運営業務委託育成室では、ゲーム大会、夏祭り、ハロウィン、クリスマス会、親子体操教室など、保護者と相談の上で実施しています。												
27	仕-P.4	7-(2) エ-(イ)	現在保護者との連絡手段で活用しているシステムやアプリケーションはあるか。	システムやアプリケーションについては、事業者を導入していただくこととなりますが、各クラスに1台ずつ、保護者や指導員間の連絡用に市からスマートフォンを配備しています。												
28	仕-P.4	7-(2) エ-(ウ)	各育成室に保護者会はあるのか。	千二育成室及び江坂大池育成室については、保護者会が存在し、青山台育成室については、保護者会が存在しません。 ただし、保護者会の有無に関わらず、仕様書に記載のとおり保護者との連携を図り、保護者同士の親睦が深まるように努めてください。												

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
29	仕-P.4	7-(2) カ	「入室説明会」、「卒室式」の詳細、独自取組の実施例について。	「入室説明会」について 翌年度の新入室児童を対象としており、例年、3月の第3土曜日に開催しています。留守家庭児童育成室での過ごし方等を説明し、保護者、児童との三者面談を実施します。 「卒室式」について 最終学年の児童を対象に、例年3月の第4土曜日に開催しています。 その他、独自の行事、取組等については、別紙2「各育成室における独自の行事・取組等について」のとおりです。
30	仕-P.4	7-(2) カ	課外教室（自主事業）に関して、現在事業者独自で実施している育成室があるとのことだが、実施の内容など制限があるか。 また、保護者負担が発生する場合は、保護者の許可が得られれば、独自に徴収・実施も可能か。 （教室例：運動・体操教室、実験教室、英語、さんすう教室など。※保護者のご要望をお聞きした上で実施します）	保護者の了承を得た上での独自の徴収、実施も可能ですが、本事業については、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的としており、市が仕様書で求めている内容が疎かにならないようにしてください。
31	仕-P.4	7-(2) キ	現在の太陽の広場との連携（連絡会議の日程、実施頻度、プログラム内容等）の詳細について。	別紙3「太陽の広場実施状況」のとおりです。
32	仕-P.5	7-(4)	現在保護者から徴収している費用の実績と用途について。	直営育成室においては、おやつ代以外に保護者から徴収している費用はありません。 各委託育成室において保護者から徴収する費用の用途は、個人持ちのけん玉やクッキング保育の材料、事業者の独自事業に係る教材費、卒室式の記念品などを想定しており、育成室において児童が共有するものではなく、個人で使用もしくは消費するものについて、保護者との協議や相談の上、徴収することを可能としているものです。 徴収金額は、運営委託育成室によって異なりますがおおむね月1,000円前後です。
33	仕-P.5	8	令和5年5月8日以降で、現在行っている新型コロナウイルス感染症の対策はあるか。	5類移行後においても、登室前の自宅での健康観察や、職員の出勤前の検温等の適切な健康管理などの注意喚起、児童及び職員の活動前後の手洗の励行や手指消毒、育成室内での十分な換気を行っています。
34	仕-P.8	(別表1)	要配慮児保育日誌は任意様式か。	要配慮児保育日誌の様式については、受託事業者に対して市から提示します。

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答																
35	仕-P.8	(別表1)	保育料4,000円は市の売上金となるのか。徴収方法も教えてほしい。	共通仕様書8ページ、(別表1)業務の区分「使用料について」に記載のとおり、使用料は市が歳入するものです。																
36	仕-P.8 ~9	(別表1・2)	備付けの備品、利用可能な物品等(備品、消耗品等)について。	共通仕様書8ページ(別表1)業務の区分「消耗品」及び、9ページ(別表2)費用の区分「備品(市が最低限必要と判断する数量まで)」、「消耗品費・印刷費」に記載のとおりです。																
37	仕-P.8 ~9	(別表1・2)	各育成室の備品等について、受託開始時には損傷等の原状回復を行った上で引き継いでもらえるのか。	運営業務委託開始前に市の方で確認した上で、必要と認めた備品等については、修繕、更新等を実施した上で受託していただくこととしています。																
38	仕-P.9	(別表2)	各育成室の消耗品費等その他経費の費用について。	<p>令和4年度分消耗品費等その他経費について、以下のとおりとなります。また、使用料については、直営育成室においてはなく、委託育成室においては、事業者でのリース契約のため、詳細を把握していません。運搬料については、児童が負傷した場合などの病院搬送費(タクシー代など)となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>育成室名</th> <th>消耗品費</th> <th>救急材料費</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千二</td> <td>169,086円</td> <td>30,250円</td> <td>199,336円</td> </tr> <tr> <td>江坂大池</td> <td>110,702円</td> <td>22,803円</td> <td>133,505円</td> </tr> <tr> <td>青山台</td> <td>132,778円</td> <td>4,978円</td> <td>137,756円</td> </tr> </tbody> </table>	育成室名	消耗品費	救急材料費	計	千二	169,086円	30,250円	199,336円	江坂大池	110,702円	22,803円	133,505円	青山台	132,778円	4,978円	137,756円
育成室名	消耗品費	救急材料費	計																	
千二	169,086円	30,250円	199,336円																	
江坂大池	110,702円	22,803円	133,505円																	
青山台	132,778円	4,978円	137,756円																	
39	仕-P.9	(別表2)	インターネット環境の整備については事業者での整備か。	お見込みのとおりです。整備に当たって建物に工作を加える場合は、事前に市に連絡、協議の上進めることとなります。																
40	仕-P.9	(別表2)	受託に当たって、必須購入品や保護者連絡ツール導入費用はあるか。 また、必須の行事があればその費用はいくらか。	<p>別表2に記載のとおり備品等については、本市で準備します。その上で引継ぎなどを通して事業者として必要と判断する物品については、事業者で用意してください。令和4年度の消耗品費等の実績については、質問No38に対する回答のとおりです。保護者連絡ツール導入費用については、提案も含めて事業者によるものとしています。</p> <p>また、行事については、質問No29に対する回答のとおりであり、事業者負担の費用については、保護者から徴収する教材費などを活用していただくことを想定しています。</p>																

令和5年度吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者公募に係る質疑回答

No	ページ	項目	質問内容	回答
【募集要領に関する質問】				
41	要-P.3	4-(3)	業務の責任者は担任、主任とは別に各育成室で1人ずつ必要か。他の育成室及び他市事業との兼任は可能か。また、有資格者である必要はあるか。	業務の責任者であるため、担任とは別になりますが、他の育成室や他市事業との兼任は可能です。また、有資格者である必要もありません。 ただし、募集要領に記載のとおり、現場指導員との頻繁な打合せや緊急時に迅速な対応が取れる体制を確保していただく必要があるため、主任指導員とは分けている育成室もありますし、有資格者が責任者となっている育成室もあります。
42	要-P.3~4	6	委託料以外に処遇改善事業の申請をすることが可能か。	本応募においては、委託料に係るもののみとしてください。
43	要-P.3~4	6	非課税とあるが、課税業者に決定になった場合、見積もった金額に消費税を加えて請求するのか。また、課税業者と非課税業者が競合した場合、提示する金額で課税業者が不利になるのではないのか。	本事業の委託料は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号の規定に基づき非課税扱いとなります。そのため、支払先となる事業者が課税事業者か非課税事業者であるかを問わず非課税となるため、消費税を加えて請求することはできません。 同様の理由で競合するに当たって課税事業者が不利になることはありません。
44	要-P.4	6-(1)ウ	青山台育成室の委託料が令和7年度から増加しているのは教室数が増える見込みのためか。	お見込みのとおりです。ただし、あくまでも予定のため、確定しているものではありません。
45	要-P.6	9-(3)	様式内の記載項目は網羅した上で、任意様式による作成は一切認められないか。	記載項目、項目の並び等の様式が全て同様であれば、使用するファイルはワードに限定しません。 なお、枚数や図の使用規定はありませんが、選定委員の審査に適した分量としてください。
46	要-P.19	様式第4号の1	支出において、課税対象のものは税込で記入するのか。 また、個別の支援を要する障がい等を有する児童を受け入れる場合に加算する1名当たりの加算額は含めずに積算するのか。	非課税となるものは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号で規定されているものであり、市から事業者に対して支払う放課後児童健全育成事業に係る委託料のみとなります。 令和6年度以降の個別の支援を要する障がい等を有する児童数については、現時点で未定のため、含めずに積算してください。